

第7章 計画の推進体制と進行管理

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとします。

なお、環境の保全に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国及び他の地方公共団体等と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。

1 計画の推進体制

(1) 北茨城市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「北茨城市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、課題や取組方針等についての提言等を行います。

(2) 北茨城市環境保全推進委員会（仮称）

環境の保全に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の職員で構成される「北茨城市環境保全推進委員会（仮称）」を設置し、これを中心として関係部署との緊密な連携のもとに本計画に掲げる施策の推進及び総合的な調整を図ります。また、情報発信や計画の進捗状況の点検・評価・見直しを行います。

なお、当委員会は、「北茨城市省エネルギー等推進委員会」における委員が兼務するものとします。

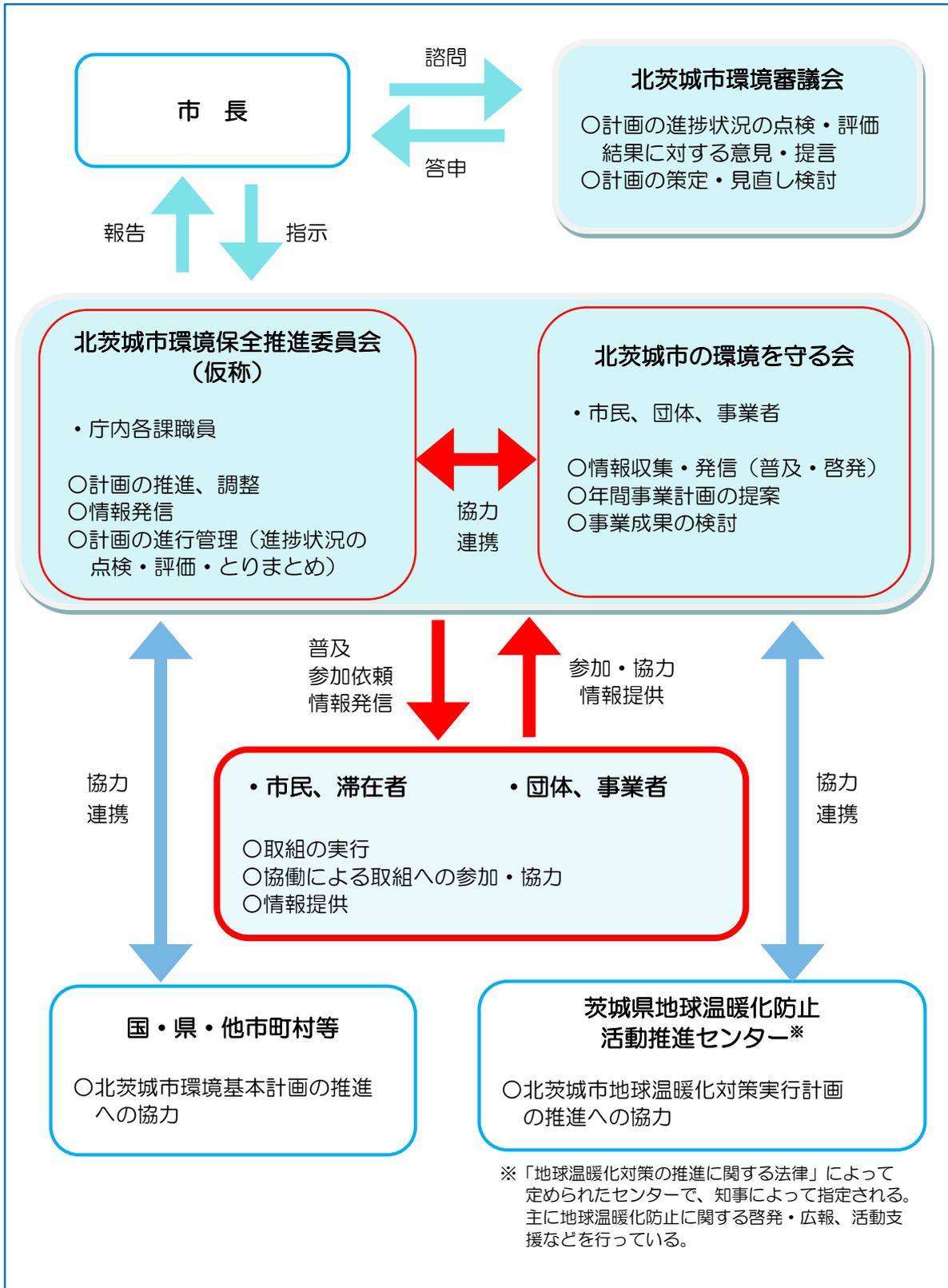
(3) 北茨城市の環境を守る会

本計画に基づく市民及び事業者の取組の実効性を高めるために、市民や団体、事業者を中心とした「北茨城市の環境を守る会」を設置します。

この組織は、「北茨城市環境保全推進委員会（仮称）」の協働組織として情報の共有を図りながら本計画を推進するものとし、主な役割は、本計画を推進していく上で必要となる情報の収集や発信、事業計画の提案及び事業成果の検討とします。

構成員は、地域の代表となる市民、主に環境活動を行う団体、事業者としますが、環境分野以外の活動を行っている団体等にも参加を呼びかけ、さまざまな角度から活発な意見を求めていきます。

◆計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

